

## 春日井市ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、春日井市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載する手続き等について春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が別に定める。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

形式	G I F（アニメ不可、透過G I F不可）・J P E G・P N G
データ容量	10K B以下
その他	画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月を単位とし、広告主が指定することができる。ただし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

### (広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、要綱第4条第2項に基づき別表のとおりとする。

2 前項に定める広告掲載料は、月額とし、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 広告主は、前項の規定により定めた広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不能となったときは還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、市ホームページ及び広報春日井等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 市ホームページへの広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添えて、市長が指定する期間内に申込みものとする。なお、広告掲載希望者が募集期間を過ぎても広告の募集枠数に達しない場合は、先着順に申込みができるものとする。

2 市長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が広告の募集枠数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 掲載期間が長いもの

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等についてバナー広告掲載決定通知書(第2号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が広告内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、バナー広告掲載申込内容変更届(第3号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、バナー広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きをすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第7条第3項の期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 広告主が第12条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第12条第3項の広告内容の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 要綱第3条の規定に反すると判断したとき。
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、バナー広告掲載取消通知書(第4号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項については疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月25日から施行する。

別表（第7条関係）

広告の種類	広告掲載料
バナー広告	月1枠 20,000円（税込み）